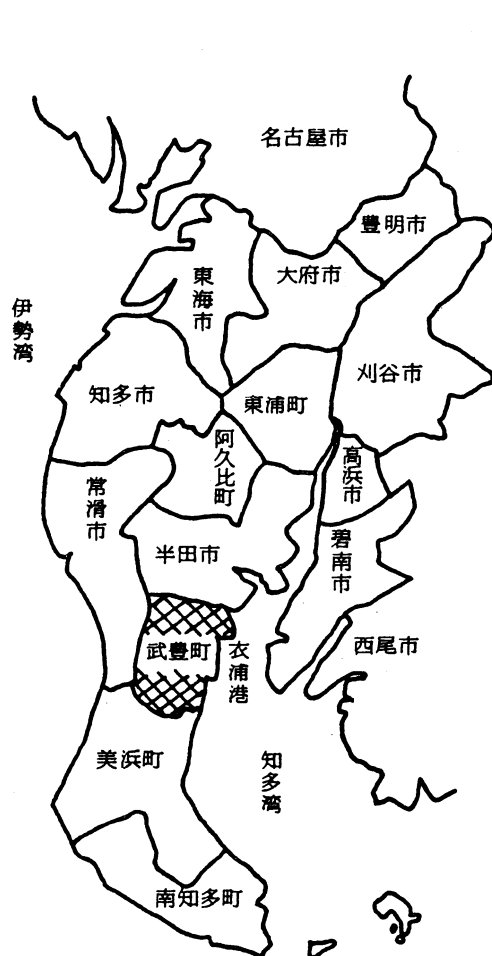


武豊町の概要

武豊町は知多半島中央部に位置し、臨海部に衣浦工業地帯の一角をなす工業地域、南部に田園・丘陵地域、北部に商業住宅地域を擁する町で、東西に4.8km、南北に6.5km、高いところでも83.52mと比較的なだらかな地形です。本町は港と鉄道に古い歴史を持っており、港は古くから天然の良港としての条件を備え、明治17年には早くも港域の測量が行われ、東海道線敷設のための荷揚げ基地として整備されました。港からは資材輸送用の軌道が敷かれ、これが明治19年開業の国鉄武豊線です。その後も港の整備には力が注がれ、昭和32年、重要港湾の指定を受けるに際し、武豊港を衣浦港と改名し、しだいに港湾施設の整備や臨海工業地帯の造成が進み、工業都市として飛躍的に発展を遂げてきました。これに伴い、北部を中心に区画整理事業等の宅地開発が進み、交通網の整備とも相まって、大都市のベッドタウンとしての性格を強めてきました。しかし、本町においても、少子高齢化・人口減少社会を迎えつつあり、さらに、地球温暖化対策としての低炭素社会の実現に向けて、今後は、社会構造や暮らしの変化に応じた地域づくりが求められています。



- 武豊町役場所在地
愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
- 武豊町役場の位置
東経 136度54分54秒
北緯 34度51分05秒
- 町制施行
昭和29年10月5日
(武豊町・富貴村合併)
- 面積
25.92km²
- 広 ば う
東西 4.8km
南北 6.5km
- 世 帯
18,994世帯
- 人 口
男 21,856人
女 21,454人
(令和6年4月1日現在)

環境監視機器

令和6年3月31日現在

区分 種別	測 定 機 器 名	型 式	数	設 置 場 所	購 入 年 月
大気関係	降 下 ば い じ ん 測 定 器	柴田科学 8008-041	1 2	町内2地点	H12. 4 H14. 5
	二酸化硫黄自動測定装置	東亜ディーケーケー GFS-252	1	北山配水池	H16. 6
		東亜ディーケーケー GFS-327C	1	富貴小学校	H 6. 1
		東亜ディーケーケー GFS-327C	1	大 足	R 3. 12
	オキシダント自動測定装置	東亜ディーケーケー GUX-353	1	北山配水池	H23. 7
		東亜ディーケーケー GUX-353	1	富貴小学校	H20. 6
		東亜ディーケーケー GUX-353B	1	大 足	R 3. 12
	窒素酸化物自動測定装置	東亜ディーケーケー GLN-254	1	北山配水池	H13. 7
		東亜ディーケーケー GLN-354	1	富貴小学校	H21. 6
		東亜ディーケーケー GLN-354D	1	大 足	R 3. 12
	微 風 向 風 速 計	ソニック SAT-600	1	北山配水池	H30. 6
		ソニック SAT-600	1	富貴小学校	R 5. 2
		ソニック SAT-600	1	大 足	R 3. 12
	浮遊粒子状物質自動測定装置	柴田科学 BAM-102	1	北山配水池	H12. 7
		東亜ディーケーケー GFS-327C	1	富貴小学校	H 6. 1
		東亜ディーケーケー GFS-327C	1	大 足	R 3. 12
騒音・振動関係	普 通 騒 音 計	リオン NL-06	1 1		H11. 7 H12. 3
		リオン NL-42	1		R 2. 8
	レ ベ ル レ コ ー ダ	リオン LR-07	1		R 2. 8
	レ ベ ル レ コ ー ダ 巻 取 器	リオン LB-23	1		H 5. 3
	振 動 計	リオン VM-55	1		R 2. 8
	全 天 候 防 風 ス ク リ ー ン	リオン WS-03E	2		H13. 5 H14. 5
その他	地 下 水 面 検 出 器	坂田電機 SKT-2C-100	1		H12. 2
		ヤマヨ測定機 RWL-50M	1		R 4. 6

環境全般用語

1 環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものです。

2 環境基本法

環境基本法は、環境保全について基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的として制定されています。

3 公害

環境基本法は第2条で、公害とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずること」と定義されています。